

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫に口座を お持ちのお客さまに対する預金代払いのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

このたびの震災や原発事故による被災により、一時的にお住まいの地域を離れて避難されている信用金庫のお客さまに対し、下記のとおり預金の代払いのお取扱いをいたしますので、当金庫本支店窓口へご相談ください。

記

1. 対象となるお客さま

次の信用金庫に普通預金または貯蓄預金の口座をお持ちの個人のお客さま
(本取扱いによるお支払は、預金口座名義ご本人に限らせていただきます。)

- ・宮古信用金庫 (岩手県宮古市)
- ・杜の都信用金庫 (宮城県仙台市)
- ・石巻信用金庫 (宮城県石巻市)
- ・気仙沼信用金庫 (宮城県気仙沼市)
- ・ひまわり信用金庫 (福島県いわき市)
- ・あぶくま信用金庫 (福島県南相馬市) ()内は本店所在地

2. お支払限度額

1 口座について、1日1回ご預金残高の範囲内、かつ、10万円以内とさせていただきます。

3. 窓口でのお手続

当金庫本支店窓口にて、所定の「払戻請求書」に必要事項を記入していただきます。
なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、ご本人さまであることを確認のうえ、お支払限度額の範囲内で預金の払出しに対応させていただきます。
窓口にお越しの際には、ご本人さまであることを確認できる書類をご持参ください。

4. ご本人確認書類

運転免許証・パスポート・各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・外国人登録証明書のいずれか

5. お支払に関する注意点

ご記入いただいた「払戻請求書」にもとづき、お取引信用金庫にお支払の可否について確認のうえ、お支払させていただきます。

また、通信状況等により被災信用金庫への連絡が遅延する場合がございます。
これらの場合、お支払に応じられない場合やお支払が翌営業日以降になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【詳しくは最寄りの本支店窓口へお問合せください】

大 阪 東 信 用 金 庫